

# 岡崎出張所における 工事施工に当たっての工夫の紹介

磯谷 小雪<sup>1</sup>

<sup>1</sup>豊橋河川事務所 岡崎出張所 (〒444-2136愛知県岡崎市上里2-8-12)

現在、豊橋河川事務所では、矢作川の狭窄部である鶉の首地区における抜本的水位低下対策事業に取り組んでおり、中流部ではそれに先駆けた工事に集中的に取り組んでいます。それらの工事において、発注、契約されてから判明する地元調整等に関する工夫など、令和3年度の岡崎出張所における取り組みを紹介します。

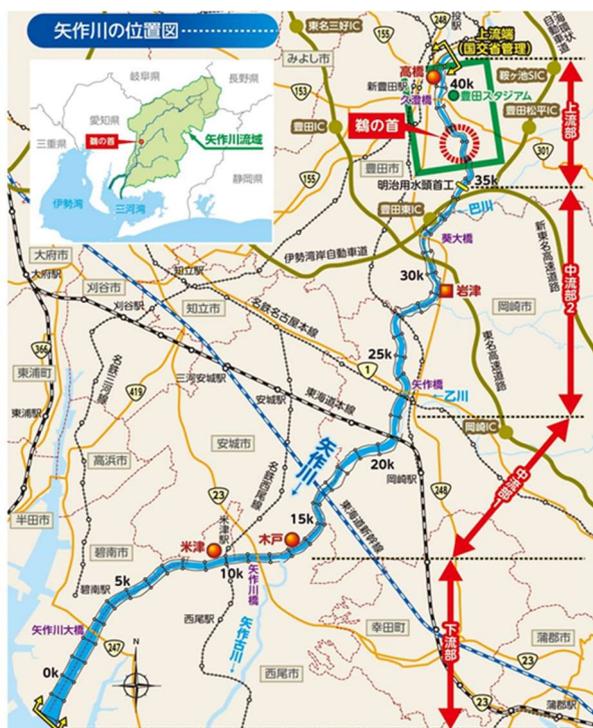
キーワード：円滑な工事施工、地元調整、建設発生土有効利用、  
近隣住民対応、占有者との調整

## 1. 矢作川の事業概要

矢作川は、中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山を源流とし、愛知、岐阜県境の山間部を貫流して、三河湾に注ぐ、幹川流路延長約118km、流域面積約1,830km<sup>2</sup>の一級河川です。

豊橋河川事務所 岡崎出張所では、矢作川の直轄管理区間の約半分である、18.0kp～41.0kpの約23km区間について管理、改修工事の監督等をしております。

図-1 矢作川直轄管理区間と鶉の首



岡崎出張所管内の豊田市街地区間には、図-1に示す「鶉の首」と呼ばれる狭窄区間が存在しています。この狭窄区間は川幅が狭く、洪水が流れにくいことから、令和3年より、水位低下対策事業に着手し、浚渫工事等を実施しております。また鶉の首より下流側の矢作川中流部では、それに先駆けた堤防整備や河道掘削等の工事を集中的に実施しております。

図-2 令和3年度実施の岡崎出張所管内工事



令和3年度に岡崎出張所管内で実施した工事は、図-2に示す8工事です。

## 2. 工事実施における課題

工事の実施にあたっては、まず受注者が主となって、契約図書の見直し、施工計画の立案等を行い、監督職員と受注者との地元調整や工事区間周辺の施設管理者等との協議等を実施、工事着手後も現場不一致等が生じる度に

受注者と協議、発注担当課と調整等をして、工事を進めていきます。

工事実施にあたっては、課題がたくさん存在します。

矢作川では、昔、堤防を整備する土砂として、河床の砂を用いていたため、工事のために掘削をすると、砂質土で掘削勾配が保てず、床堀の勾配変更が必要となり、作業ヤード確保に苦慮したり、土砂の置き換えが必要となってしまうこともあります。漁協や水質汚濁防止協議会、野鳥の会等から、濁水対策を求められたり、施工時期に対する要望があることも多くあります。

工事着手後にも、想定外の支障物が出現する、騒音・振動・粉じんなどについて、対策をしても地元からご意見がある場合などもあります。

また発生土については、有効活用のため、受け入れ先を探し、時期や土質等の調整をして、運搬先が決定、運搬をし始めても、やはり土質が合わないと中止となってしまうたり、土質が変化する等、再度調整が必要となることも多くありました。

また、用地境界が現地の境界杭や公図等で異なっている等、工事発注後に大幅に設計内容を見直さなくてはいけないことや、設計完成前に工事契約となり、当初発注から大きく変更が生じてしまうといったこともあります。

前章で記載した昨年度の工事を実施するにあたって、発注、契約されてから判明した課題のうち、特に地元調整等に苦慮した、堤防道路通行止めに伴う課題について紹介致します。

### 3. 堤防天端通行止めに伴う課題

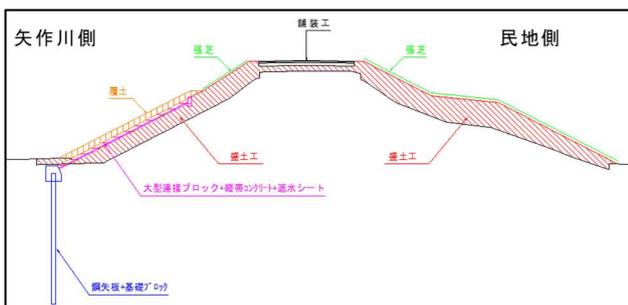
昨年度実施した堤防整備の工事については、堤防の嵩上げ等実施するために、市の占有している堤防道路の、通行止めを伴う工事が多くありました。

道路の通行止めは、地元住民等の生活に直接関わってくることから、対応が難しいことも多いと思います。

#### (1) 佐々木堤防整備工事における通行止

始めに紹介する事例は、佐々木堤防整備工事です。

図-3 佐々木堤防整備工事の整備概要



堤防の高さ及び幅が不足しており、また浸透対策として鋼矢板、遮水シートの施工、護岸設置をする工事です。

天端の嵩上げのため、また拡幅盛土のための作業ヤードとして、市道である堤防道路の通行止めが必要な工事でした。

交通量が比較的多く、堤防道路付近には農道のような道があるのみで主要道がないことから、迂回路の設定等を考えると橋梁間である2km以上の区間を通行止めが必要な状況でした。

道路管理者や地元自治体等へ説明をし、ご理解いただいたところでしたが、堤内地側に隣接する農協の施設があるため、工事説明に伺ったところ、堤防道路以外には大型車が通行できる道路がなく、通行止めをした場合、施設の運営に支障が生じてしまう、多くの農家から穀物を集め貯蔵している施設で、広域的に大きな影響が生じてしまうことが判明しました。

図-4 佐々木堤防整備工事の通行止め区間



そこで、施設の利用実態を詳しく伺い、通行規制の方法について調整をしました。

貯蔵する穀物の種類とその搬入、搬出時期や台数等、規制で影響する内容を聴き取り、影響が少なくなるような時期・方法を検討し、説明、対応することで農協さんにもご理解、ご協力を得ることができました。

工事施工量や盛土量、工期等から、9月より通行止めを開始する必要がありましたが、農家からの搬入時期と重なり、多数の車両の通行が必要となるため、案内看板や施設からの案内等もしていただき、関係車両のみは通すこととしました。その時期は通行があっても施工できるよう、作業ヤード・車両待機ヤードの工夫、搬入を早朝に実施する等により、農協の日志を提示した車両を通行させながら工事を実施しました。

穀物搬出の時期には、長期間であり、日当たりの車両台数が多くはないことから、あらかじめ予定を伺って、時間帯等を調整しながら資機材の配置やヤードを調整しながら施工をしました。日々予定が変動するため、施設の方へ常に予定を確認し、コミュニケーションをとりながら実施することで工事を進めることが出来ました。

天端の盛土や舗装の実施時など、どうしても通行不可能な時期については、長い期間ではないので、ということで施設の方へお願いし、穀物を事前搬出していただく等対応していただくことができました。

利用実態と要望内容をしっかりと聞き、その後受注者が細やかに調整しながら、できる限り負担を軽減するような方法をとることで、沿線施設の理解を得ることができ、工事を無事完成させることが出来ました。

この工事は、今後も上流側へ順次整備が続くため、最初の区間の工事において、上記のように対応したことで、今後の施工計画を設計段階で検討することができ、施設への説明をしながら進めていけるようになりました。

## (2) 上郷排水樋管改築工事における通行止

次に紹介するのは、上郷排水樋管改築工事です。

図5 上郷樋管改築工事の工事概要



本工事は、愛知県の湛水防除事業で、既設排水樋管の改築について受託をしている工事で、鋼矢板で二重締切をつくり、堤防開削をして、新しい樋管をつくる工事です。堤防天端は市道となっていますが、堤防開削のために通行規制が必要な工事でした。

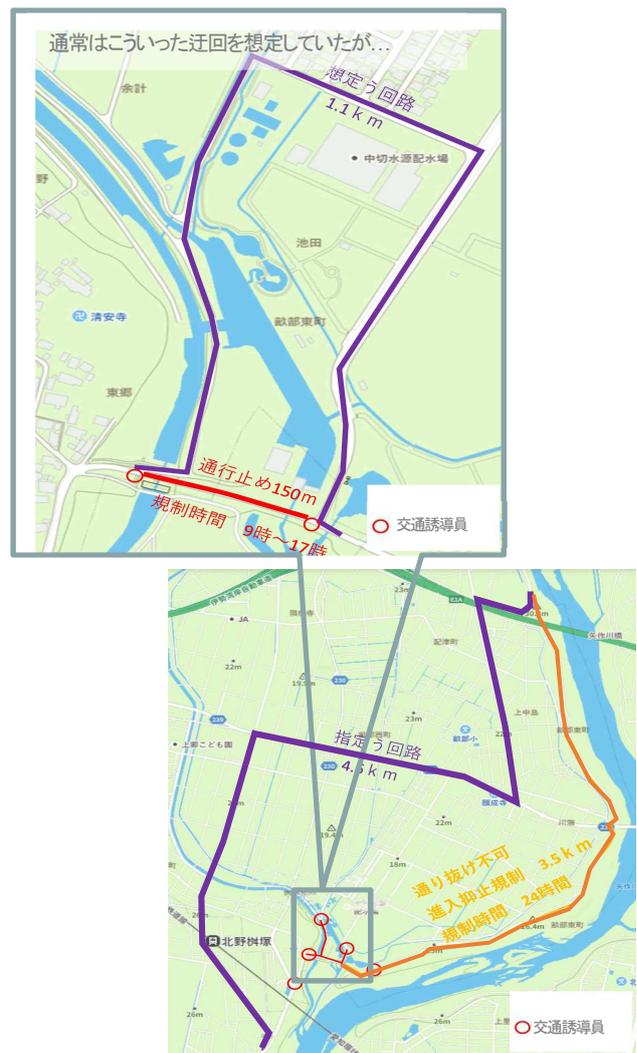
受託工事である為、交通規制の調整、協議については、事業主体である愛知県が実施しています。

堤防道路が大規模企業への通勤ルート等に利用されており、朝夕の交通量が多く、地元や警察協議の中で様々な意見があり、生活道路等へ通過交通を回さないという考えのもと、図4のように、通行止め範囲が工事で単純に必要な範囲よりかなり広く、大きな迂回路の設定が必要となってしまいました。

また、規制の期間等も地元へ周知済みで、工事契約後すぐに手配し速やかに規制、工事を始めなくてははいけないう状況でした。

広域的な案内が必要ということで、多くの看板の設置、誘導員の配置等をし、受注者や事業主である県と相談しながら、規制を実施し、施工を開始しました。

図4 上郷樋管改築工事の通行止め区間



看板の記載内容についても、工事期間と規制期間を並べて記載する、車向けだけでなく歩行者向けに設置場所ごとにわかりやすい迂回路案内板を設置するなど工夫し、誘導員も多数、交代等要するため、人によって案内が変わらないように案内内容を徹底するよう指導のもとに対応していただく等、様々な配慮をして規制をしました。

規制区間内には堤外民地があり、多くの耕作者さんの通行が必要であったため、通行証の発行をしたり、小学校への通学路が規制範囲内にあり、工事関係者が誘導しながら登下校を見守ったり、公園が近く散策等の利用者等が多いことから、誘導員さんも案内を細やかにしていただくなど、様々な対応も必要でした。

通行止め規制開始後も、堤防開削前には、歩行者や自転車、バイクなどは、通行させてほしいと強く言われ、案内に反して工事区間内に立ち入る方なども多く、また迂回車両も通行止め区間外から、生活道路へ進入して走行することに対する地元からの対応依頼等、さまざまな意見が絶えませんでした。

看板の増設や、通勤時間帯の誘導員追加配置等、事業主体である愛知県、施設管理者・道路管理者である市と

調整し、自治会長などと常に連絡を取り合っ、速やかに対応することで、少しずつ地元の信頼、理解を得ながら、工事を進めていくことができました。

その後も、堤防開削時の物理的に通行できない危険な状態となる際には、堅固な進入防止措置をとることや、わかりやすい案内看板の追加をするなど、様々な配慮をして現場を進めています。

#### 4. おわりに

出張所で工事監督業務に携わっていると、設計や発注時点では気づかないこと、想定していなかった多くの問題等に直面します。課題が生じる度に、受注者、出張所長や発注担当課、その他自治体や施設管理者等、多くの関係者方と相談し、対応してきました。

今回紹介させていただいた交通規制に伴う課題についても、設計には反映されないような目に見えない受注者工事担当者の方の大変なご努力、ご対応により、円滑な工事進捗を図ることができています。

どんな課題であっても、発生したことに対して、きちんと状況を把握すること、相手の話を聞くこと、できるだけ早く状況を整理して関係者に相談すること、誠意を持って対応、回答することが大切だと思っています。

信頼関係を築き、相談しやすい状況にする、相談のあった内容はできるだけ早く解決できるよう、ひとりで抱え込まず周りに同じ方向を向いてもらうような相談の仕方をするように心がけています。

また、こういった課題については、事務所へも共有し、発注前の関係者協議の徹底、設計への反映等、経験を活かして、地域、受注者、発注者の三者が満足する円滑な事業執行を図っていければと考えています。

**謝辞：**本論文の執筆にあたっては、令和3年度工事に関わられた中部地方整備局職員の皆様および、工事受注者の皆様のご協力があったことを記し、謝意を表します。